

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

9月8日～10月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	9月25日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	9月17日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	9月9日(月)・18日(水)、10月2日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進	男女共同参画担当(☎594-5507)
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター	(☎591-2176)
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00	総合公園管理事務所	(☎592-4050)
緑のなんでも相談	10月7日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所	(☎592-4050)
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当	(☎594-5537)
障がい者支援相談(予約制)	9月10日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	9月27日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	9月21日(土)、10月1日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	9月20日(金) 13:30～15:30 10月5日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	9月21日(土)、10月5日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	9月9日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■ウォーターサーバーの当選商法に注意

東日本大震災以降、ウォーターサーバーの関心が高まり、それに伴う相談が増加しています。市にも最近以下のような相談が寄せられました。

スーパーやホームセンターなどが入ったショッピングセンターの入口付近を歩いていると「くじでウォーターサーバーが当たりますよ」と声をかけられた。くじを引くと当たった。ウォーターサーバーを受け取るための書類を書いている時、ミネラルウォーターの定期購入の申込みが必要とわかったが、断わり切れず契約。しかし、契約書をよく見るとウォーターサーバーは無料レンタルで、一定期間内に解約すると解約料がかかること、そのうえ水の代金は高額で月々の支払いが大変と気付いたので解約したい。

この契約は突然呼び止めて、くじ引きでウォーターサーバーが当たったと言われ、有料の水の定期購入契約をしてしまったもので、「特定商取引に関する法律」の適用を受けクーリング・オフが可能です。契約書にもクーリング・オフの記載があり、相談者の場合、契約してから8日以内の解約の申出だったため、解除通知書を発信し解決しました。

この商法は誰でもが当たるとなっていると思われる、本来の目的はミネラルウォーターの販売です。うまい話にのせられて、その場の雰囲気流されて契約してしまわないよう注意しましょう。

また、ウォーターサーバーの温水コックがはずれて子どもがやけどをしたという事故例も報告されています。事故の内容は国民生活センターのホームページで「ウォーターサーバー」と検索して確認してください(オは大文字)。※ウォーターサーバー(冷温水サーバー)とは温水と冷水を作る2つの機能を有した電気製品で、専用の水のボトルを設置するといつでも簡単にコップ等で飲むことができる装置です。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます) 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999) 毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409) 毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.14

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。

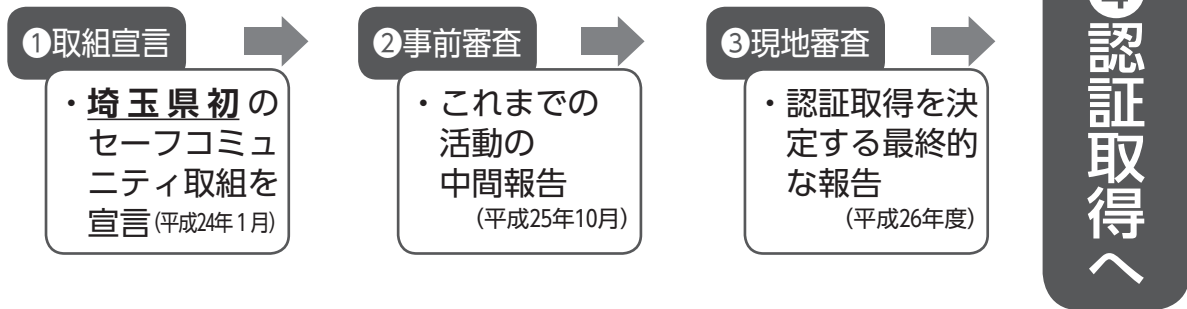


☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

セーフコミュニティ認証に向けて「事前審査」を実施します！ぜひご参加ください！

北本市は平成24年1月にセーフコミュニティ取組宣言を行い、2年間の活動を経た後の平成26年度に認証取得を目指しています。分野横断的な連携を築くための推進協議会および対策委員会を設置し、外傷の現状や課題、それに対応する取組みについての話し合いを重ねてきました。

「事前審査」は、海外から審査員を招いて、6つの対策委員会の活動状況を報告し、講評をいただくものです。そして、「事前審査」の結果を基にさらなるセーフコミュニティ活動の推進を図り、来年度にはセーフコミュニティ認証取得を決定する「現地審査」に臨むことになります。



事前審査には、アジア地域においてセーフコミュニティを推進している韓国のチョ・ジュンピル先生と台湾のパイ・ル先生が審査員として北本市にお越しになります。また、北本市のセーフコミュニティ活動を支援している日本セーフコミュニティ推進機構の白石陽子代表理事と今井久人専務理事に審査員の通訳等を務めていただく予定です。

この事前審査は、これまで推進協議会や対策委員会の中で進めてきたセーフコミュニティ活動を、公式の場で外部に発表する、初めての機会になります。審査は一般公開を予定していますので、傍聴を希望される人は担当までお気軽にご連絡ください。

<北本市セーフコミュニティ事前審査>

日時	10月7日(月)・8日(火)	
会場	文化センター第1・2会議室、第3会議室	
内容	10月7日	午前 全体説明、各対策委員会発表 午後 各対策委員会発表
	10月8日	午前 各対策委員会発表 午後 審査員による講評
申込み	傍聴を希望される人は、事前に協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)までご連絡ください。	

<審査員の紹介>



チョ・ジュンピル先生

亜州大学医学部救急医療部教授
コミュニティセーフティプロモーションセンター長
セーフコミュニティ公認認証審査員



パイ・ル先生

台湾地域安全推進センター長
セーフコミュニティ公認認証審査員